

○山梨県警察巡回連絡実施要領の制定について

〔令和 7 年 7 月 1 日〕
〔例規甲（地指）第 6 9 号〕

山梨県警察巡回連絡実施要領

第 1 目的

この要領は、山梨県地域警察の運営に関する訓令（平成元年山梨県警察本部訓令第 18 号）第 36 条に基づき、地域警察官が適正かつ効率的な巡回連絡を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 警察署長の責務

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、効率的な巡回連絡の実施に資するため、交番・駐在所連絡協議会等を活用するなどして、巡回連絡の趣旨、目的等について地域住民等の理解を広げるなどの環境整備を行うものとする。
- 2 署長は、巡回連絡を実施する地域警察官（以下「受持警察官」という。）ごとに巡回連絡に専従する日を設ける、巡回連絡を効率的に推進する体制をとるなどして、巡回連絡実施時間の確保に努めるものとする。
- 3 署長は、管内における巡回連絡が計画的に実施されていることを不断に検証するとともに、その進捗状況を自ら把握し、各地域の実態、個々の地域警察官の能力、個性等に応じた具体的な指導教養並びに評価及び賞揚を適切に行うものとする。
- 4 署長は、別に定める連絡カードの適正な管理を図るため、警察署の地域交通管理官、地域担当課長、交番所長及びこれに準ずる警部補以上の階級にある者による巡視等の機会を通じて、交番・駐在所及び署所在地における連絡カードの作成、補正、保管等の状況を点検し、必要な指導を行うものとする。
- 5 署長は、地域警察官以外の警察職員に対しても、巡回連絡に関する指導教養を行うとともに、必要に応じ、地域警察部門とそれ以外の部門を協力・連携させ、組織的かつ効率的に巡回連絡の目的を遂行するものとする。

第 3 巡回連絡の対象

- 1 巡回連絡は、交番、駐在所及び署所在地の地域警察官が担当する区域（以下「受持区」という。）内全ての家庭、事業所等の各戸について行うものとする。ただし、署長が巡回連絡を行う必要がないと認めて特に指示したときは、この限りでない。
- 2 官公署、事業所等に対する巡回連絡を行う場合において、必要と認めるときは、受持区を担当する地域警察官以外の警察官が実施することができる。
- 3 風俗営業所、学校、事業所等に対する巡回連絡を行う場合において、必要があると認めるときは、当該風俗営業所、学校、事業所等の所在地の受持警察官と他部門

の警察職員（以下「受持警察官等」という）が共同して行うことができる。

第4 巡回連絡の実施頻度

- 1 受持区の巡回連絡を担当する地域警察官は、受持区内の全戸について、2年間に1回を標準として巡回連絡を実施するものとする。
- 2 次に掲げる対象については、優先的に巡回連絡を実施するものとする。
 - (1) 独居高齢者及び事件事故等の被害に遭うおそれのある高齢者
 - (2) 自治会長、町内会長、婦人会長、PTA会長、消防団役員、民政委員及び交番・駐在所連絡協議会委員等のコミュニティ・リーダー
 - (3) アパート、賃貸マンション、借家、寮及び貸しビル
 - (4) 別荘の管理人、不動産業者及び人材派遣業者
 - (5) 前年中に実施できなかった家庭、事業所等

第5 巡回連絡を実施する時間帯等

- 1 巡回連絡は、原則として昼間（日の出から日没までの間をいう。以下同じ。）に行い、かつ、訪問先の迷惑となる日時を避けて行うものとする。
- 2 昼間に訪問しても家人が不在のため又は事業所、店等が開いていないために巡回連絡が実施できない場合で、夜間又は早朝の時間帯に行うことが適当と認められる場合は、警察署地域担当課長の承認を受けて昼間以外の時間帯に行うことができる。

なお、夜間又は早朝の時間帯に訪問する場合には、原則として訪問先に事前に電話等で連絡しておくものとする。

第6 巡回連絡の実施要領

- 1 平素の巡回連絡
 - (1) 年間及び月間の実施目標を設定して計画的に実施すること。
 - (2) 最近における犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の傾向並びにその被害防止方法、犯罪等の発生時における応急措置及び緊急の連絡方法、地域の話題等について指導連絡及び情報提供を効果的に行うこと。
 - (3) 家庭、事業所等を訪問したときは、自己紹介を行うとともに、訪問の趣旨を説明すること。また、ミニ広報誌や犯罪等の被害防止に関するチラシやパンフレットを配布して、効果的な防犯指導を行うこと。
 - (4) 訪問先及び対応した相手に応じた身近な話題と言葉遣いにより行うこと。
 - (5) みだりに私生活に干渉しないこと。
 - (6) 終了したときは、協力への感謝の意を伝え、今後の協力を依頼すること。
- 2 新たな転入者に対する措置

受持警察官等は、その受持区内に新たに転入した者を確認したときは、速やかに訪問して次に掲げる事項について指導連絡を行い、今後の協力を依頼するものとする。

る。

- (1) 官公署、学校、病院等の所在
- (2) 付近の事情
- (3) 緊急の場合の措置及び連絡方法
- (4) その他訪問先の住民等の安全で平穏な生活を確保する上で必要な事項

第7 新たに受持区の担当を命ぜられた場合の措置

新たに受持区の担当を命ぜられた地域警察官は、当該受持区内の第4の2（2）に掲げる対象に速やかに訪問して、自己紹介を行うとともに、今後の協力を依頼するものとする。

第8 特別の治安情勢がある場合の措置

受持警察官等は、時期的若しくは地域的な犯罪及び災害事故の発生傾向に鑑み必要と認めるとき、又は重大な犯罪及び災害事故の発生若しくはその発生のおそれに対処するため必要と認めるときは、臨時に巡回連絡を行うことができる。この場合、受持警察官等は、犯罪及び災害事故の発生傾向、その被害を防止するための留意事項その他必要な事項について指導連絡を行い、又は治安情勢を説明し、訪問先の協力を得て、犯罪情報、犯罪の予防に資するための情報等の収集に努めるとともに、これらの情報等の通報の依頼を行うものとする。

第9 連絡カード

- 1 受持警察官等は、第6により巡回連絡を行う場合には、原則として直接訪問し訪問先の住民等に、別に定める連絡カードの作成を依頼し、又は住民等から必要事項を聴取して自ら作成するものとする。
- 2 1により作成された連絡カード（以下「作成済みカード」という。）は、警察活動における指導連絡等に活用して、住民等の安全で平穏な生活の確保に役立てるものとし、訪問先の協力を得て、異動事項を随時補正するものとする。
- 3 作成済みカードの取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする関係法令等に基づき、適正に取り扱うものとする。

第10 結果報告

- 1 受持警察官等は巡回連絡を実施した日ごとに、巡回連絡実施結果報告（第1号様式）に記入し、月報として、毎月5日までに署長に報告するものとする。
- 2 受持警察官等は、巡回連絡を実施した対象ごとに実施数を巡回連絡実施記録表（第2号様式）に記入し、月報として毎月5日までに署長に報告するものとする。
- 3 署長は、1及び2を巡回連絡実施状況表（第3号様式）に勤務員ごとに集計し、毎月7日までに生活安全部地域課長に報告するものとする。